

老振発0319第1号

平成22年3月19日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18年3月31日付け老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）については、別紙のとおり改正し、平成22年4月1日より適用することとしたので、ご了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。